

2014年度 公益社団法人神奈川県社会福祉士会事業計画

はじめに

<本会の動き>

神奈川県社会福祉士会は、2013年4月に県内における社会福祉の増進や県民の生活の向上に寄与することを目的とした「公益社団法人」に移行して事業内容の再構築及び組織改編等を行なってきました。2013年は、本会にとって地域、関係機関などから本会の活動に対する期待とそれに応えるべき本会の役割・責任の大きさを感じる1年でした。

現在、神奈川県社会福祉士会では、神奈川県から4つの事業 ①ホームレス等及び生活困窮者支援事業、②地域生活定着支援事業、③県内避難者支援事業、④生活保護社会的居場所づくり事業、相模原市からホームレス等一時生活支援事業を受託しています。加えて多くの行政機関、団体からの要請を受け本会から委員などの推薦をおこなっています。これらの事業の推進及び適切な人材の推薦をしていくには、福祉の専門的知識と技術、社会福祉士としての責任をもってあたらなければ出来ない仕事であり、ますます私たちの社会的な期待と責任が問われています。

そして、本年度重点事業は、公益社団法人としての期待と責任に合わせて4本の柱立てをしました。事業計画も時代や地域の要請に応えられる内容へと整理をしています。まさに会員の皆さんひとりひとりの日々の活動の蓄積と協力によって成し得る業であり、会員のみなさんとともに、県民の生活、福祉の向上に寄与していくと同時に神奈川県社会福祉士会をより充実した組織へと発展させていきたいと思えます。

<本年度重点事業・4本の柱>

1 権利擁護及び相談事業（公益1）

障害者・高齢者・児童の虐待防止法に基づき尊厳を守る取り組みを行います。成年後見を始めとし、県民の権利擁護のための相談事業を展開していきます。加えて未成年後見の実施に向け調査・検討をおこなっていきます。

自殺防止の観点に立ち、ゲートキーパー養成研修の充実とネットワークの構築を行うことで、生活課題を抱えた県民の支援を行い、孤立死等悲惨な状況を防いでいきます。

2 地域福祉の増進・福祉サービスの質の向上に関する事業（公益2）

年齢、文化、障害、宗教などさまざまな理由によって生活困難に陥っている状況にあっても、その地域から排除されることなく、社会生活ができる共生社会の実現に向けた取り組みを行います。具体的には、生活困窮者への相談支援及び自立支援、シェルター等の運営、司法分野と共同（協働）した触法障害者や高齢者の支援等及び地域ネットワーク作り、東日本大震災により神奈川県に避難されている方々への専門的支援や県内各地域での暮らしの応援などを行っていきます。また、第三者評価事業では調査員の質を高め、公正な評価によって福祉サービスの質の向上を図ります。

3 福祉人材育成事業（公益3）

県民の福祉を推進していくために、常に社会福祉士としての不断の努力が必要です。そのためにも生涯研修センター機能を充実し、本事業を積極的に推進していきます。そして専門職として求められる力量や、必要な知識・技術を習得していくための研修を充実させていきます。また「認定社会福祉士」制度も始まり、制度の周知と普及を推進していきながら、質の高い実践力をもってスーパービジョンができる専門家を養成していきます。

4 組織整備・強化に関する事業

本会が、適正かつ効果的に事業を展開していくために組織体制や規則類の見直し・整備を行っていきます。また、本会の役割・責任などについて周知や徹底を図っていきます。そして、広報活動や支部活動を更に充実させることによって、各地域に即した活動を行っていくとともに、組織強化の取り組みを行い、組織率の向上を目指していきます。また、国の「生活支援戦略」の具体化に対応できる組織体制を検討していきます。

I 総務局

1. 公益法人化にともなう組織の運営整備

方針：公益法人化以降の組織編成の変更と事業運営の整備を進めます。

- (1) 既存の規程類から新規則への変更・整備を行なう。
- (2) 新組織体系図に基づく事業の推進と定着を図る。
- (3) 総会を年1回、理事会を年間（8～9回）、正副会長会議は原則毎月開催する。
- (4) 支部連絡会議を年間2回開催し、支部との連携協力体制を強化するとともに本会活動の活発化をはかっていきます。

2. 関係団体との連携

方針：県内外のソーシャルワーク関連団体との連携を進め、ソーシャルケアサービス関連団体のネットワークを作っていきます。

- (1) 公益社団法人日本社会福祉士会及び各都道府県社会福祉士会等と連携する。
- (2) 介護認定審査会や障害程度区分認定審査会への委員推薦などを通し、県下各市町村との連携を深める。
- (3) 横浜家庭裁判所、横浜弁護士会、リーガルサポート神奈川県支部、横浜生活あんしんセンターなどとの連携を進めるとともに、成年後見法学会など学会、研究教育機関との協力も進める。
- (4) 県や市町村行政の受託事業を通じた連携、県・市町村社協、県医療社会事業協会、県精神保健福祉士協会、県介護福祉士会等との連携の他、（特非）県介護支援専門員協会や、県社会福祉士養成校協会等とも連携する。

3. 広報部

方針：会員、県民、福祉関係職（機関）、医療専門職（機関）に対して、地域福祉増進を図るために、必要な知識・技術の提供を行い、地域福祉に関する問題提起を行います。地域福祉増進に関する広報を通じて、会員、県民、福祉専門職（機関）、医療専門職（機関）等がそれぞれに問題を意識し、地域福祉増進のための活動に参加することを支援します。

- (1) 会員及び一般県民向けに地域福祉増進を目的とした啓発的な役割を持つ広報誌として「かながわの風～社会福祉士会だより」を年4回刊行します。
- (2) 主に会員、福祉専門職、関連分野の専門職を対象とした研修情報誌「KACSW通信」を年6回刊行します。
- (3) ホームページ内容、機能のさらなる充実を図り、会員及び県民への情報発信の場を広げます。

4. 組織率向上部

方針：本会事業への会員の主体的参加を促進することを目標にし、本会の状況把握、問題（本会に対する期待など）分析、新規合格者及び未入会者の入会促進、会員同士の交流を図ることにより組織率向上を目指します。

- (1) 会員の本会活動への参加促進及び支部活動の振興を目的にし、各支単位で実施している活動の共有、問題等の把握をおこなっていきます。

(2) 社会福祉士自体の増加を目指し、社会福祉士養成校との関係構築及び事業所の受験資格保有者等の発掘の方法などの調査・開発を行っていきます。

(3) ミステリーツアーの実施

II 公益・福祉局

1. 相談事業部

方針：さまざまな生活課題をかかえながら潜在化している県民・市民のニーズに対して、社会福祉士としての知識や技術を活かして、アウトリーチ的ソーシャルワーク活動を実践し、ノーマライゼーション・権利擁護に資することを目指します。

(1) 県民・市民に対する相談活動

①7月20日(海の日)のソーシャルワーカーデーに、相談事業を企画実施する。

(2) 生活困窮者に対する自立支援と県民に向けた啓発活動

①経済的困窮などの複合的な課題を抱えて社会的に孤立した生活困窮者に対して、あらゆる権利侵害の発生を防止するために、神奈川県より委託の「ホームレス等及び生活困窮者支援事業@HOUSE やどりぎ」及び相模原市より委託の「ホームレス等一時生活支援事業@HOUSE はばたき」の総合相談支援を側面から応援支援する。

②年末年始など、ホームレス及び生活困窮者に向けての相談会を開催する。

③ホームレスの実態に関する全国調査などに協力支援する。

④ホームレス及び生活困窮者についての理解や支援につながることを目的として、県民向けのセミナー等を開催し県民への啓発活動を行う。

⑤生活困窮者への、地域における効果的・効率的なサービスが展開できるように、地域の実情に応じて計画的なサービスや人材の基盤整備を行い、様々な関係機関との連携を構築する。

(3) 独立型社会福祉士への支援

①独立型社会福祉士の資質向上のために必要となる情報等を提供する。

(4) 権利擁護のための啓発活動

様々な分野における虐待防止に関する啓発事業や、虐待相談、虐待対応に携わる従事者を対象とした研修を企画・運営します。

①未成年後見制度において、社会福祉士に求められる役割について検討するプロジェクト会議（年4回）や研修会（年2回）等を開催し、今後の方向性を探っていきます。

②虐待の防止や人権擁護、権利侵害に関する啓発活動を実施する。

③弁護士会と協力し、虐待ケースへの対応でより専門的な支援が必要とされる場合の協働方法について検討していきます。（検討会議3回）

④相談内容から顕在化したニーズの充足と権利擁護のために、セミナー等を開催し、社会へ積極的に発信していきます。

(5) 自殺防止対策事業

神奈川県地域自殺対策緊急強化事業による強化基金補助を受け、希死念慮を抱く方を地域で支えるための専門的なスキルを持ち第一線で相談を受けるためのゲートキーパー養成のための講座を開催します。また、県内の職能団体（弁護士会、司法書士会等）と共に県主催の包括相談会への相談員派遣による希死念慮のある方への寄り添った形での相談援助を行っていきます。

①神奈川県・市町村との協働により、県民・市民対象にゲートキーパー養成研修等を開催します。

②自殺対策に取り組む団体と協働し、県民・市民対象に、包括的相談会を開催します。

2. 地域包括支援センター推進事業部

方針：地域包括支援センターにおいて、従事する社会福祉士等地域包括支援センター職員がその職務を

達成するために必要な研修、意見交換会等を実施するとともに、ネットワーク構築支援など関係機関との連携も図ることができるよう支援していきます。

- (1) 地域包括ケア推進をめざし、様々な領域に向けた情報提供や研修機会を提供する。
- (2) 地域住民の生活支援や良好な社会福祉サービスの提供を図るために、関連諸事業に従事する社会福祉士等福祉人材の育成、関連他団体との連携等にかかる事業の実施を図る。
- (3) 地域包括支援センター（以下、支援センター）が担う包括的支援事業の総合相談事業及び権利擁護事業において、支援センター職員がより高い専門性を持って、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域作りに寄与することができるよう支援する。
- (4) 高齢者虐待への対応について研修会を実施し、高齢者虐待対応現任者の実践力向上の支援をする。また高齢者虐待対応専門職チームの設置

3. ケアマネジメント事業部

方針：高齢者施策、障害者施策等、様々な生活課題を有する人々への支援サービスの質的向上を図ることを目的に、その分野に従事する社会福祉士の知識や技術の研修を行い、県民への社会福祉サービスの更なる充実を目指して、関連の事業を進めていきます。

- (1) 高齢者への介護保険関連等諸サービスのケアマネジメントに関するスキル等の学習会を行う。
対象：介護支援相談や地域包括での相談援助業務等に従事する社会福祉士ほか
内容：相談支援者として保有且つ熟達すべき「ケアマネジメントスキルほか」
- (2) 障害児者等への相談援助や地域での自立支援システム構築に関する施策動向の勉強会を行う。
対象：県内において障害児者関係機関や施設、事業所に努める社会福祉士等
内容：障害者施策の直近動向と、今後の支援関係者のあり方や対応等の学習会
- (3) 高齢者、障害児者の地域生活を支えるための地域ケアシステムのあり方等への検討や提言を行う。
対象：医療・保健・介護等関係分野で上記対象者への支援に従事して社福士、関連従事者
- (4) 内容：地域行政機関や地域包括支援センター、医療機関などとの連携のあり方、地域ケアシステムについての公開講座、勉強会などを行う。
- (5) 他の委員会と連携・協働による研修会の企画開催をする。
- (6) その他介護保険従事者等の資質向上に必要な実践的な研修会の企画開催をする。

4. 第三者評価事業部

方針：公益社団法人として、社会福祉士にふさわしい第三者評価事業を展開し、また義務化された社会的養護施設についても、取組みを進めます。

福祉サービスの質の向上を目指し、平成25年度は新たに社会的養護施設の評価機関として登録（全社協）をし、今日的課題に対応する機関として本年度も同様に事業を進めていきます。

- (1) 福祉サービス第三者評価事業運営委員会を定期的に開催し、事業の進捗状況の確認と、市町村及び受審希望事業所への迅速な対応に努める。
- (2) 前年に引き続き、神奈川県社会福祉協議会が開発した独自の評価項目・手法を用いて、第三者評価事業を実施する。また、障害・高齢<グレード2>の普及にも努める。具体的には、以下の評価項目・手法を使用し、第三者評価事業を行う。
 - ①神奈川県社会福祉協議会方式 保育分野
 - ②神奈川県社会福祉士会方式 障害・高齢分野<グレード1> —第三者評価項目策定ガイドライン準拠版—
 - ③神奈川県社会福祉協議会方式 障害・高齢分野<グレード2>
 - ④神奈川県グループホーム・ケアホーム等評価方式

⑤全国社会福祉協議会方式（社会的養護施設）

- (3) 今年度の目標として、10箇所事業所程度の第三者評価の受審を目指す。
- (4) 評価の決定にあたっては、外部委員を中心とした評価決定委員会を、年数2回程度開催し、より優れた客観性に基づく評価結果の公表と、透明性の確保に努める。
- (5) 評価調査員の質の向上を図るため、継続研修、フォローアップ研修を定期的実施し、必要に応じ視察研修も実施する。
- (6) 福祉サービス第三者評価推進機構への協力を行う。

神奈川県社会福祉協議会第三者評価推進機構開催の事業所説明会等に協力し参加する。

5. 社会福祉士国家試験受験対策事業部

方針：今後の社会福祉援助活動の中心となる社会福祉士の養成を目指し、引き続き国家資格取得支援の推進を図ります。また、減少傾向が見られる受験対策講座の参加者の傾向について、関係者と更なる情報共有を図っていきます。

- (1) 社会福祉士国家試験受験対策講座を実施する。
- (2) 社会福祉士国家試験模擬試験を実施する。
- (3) 大学の国家試験受験対策講座へ講師を派遣する。（東海大学・明治学院大学）
- (4) 社会福祉士国家試験の直前対策講座を実施する。
- (5) 教授方法や意見交換のため、講師会を開催する。
- (6) 社会福祉士国家試験合格者祝い会を企画主催する。
- (7) 資格取得支援委員会を開催する。

6. 社会福祉士実習推進事業部

方針：社会福祉士による質の高い実習を提供するため、社会福祉士実習指導者講習会を実施します。さらに修了者へのフォローアップのための研修及び実践事例報告会分野別実習プログラム検討会を、関係施設や機関、養成校と連携して行います。また社会福祉士の実習について広く啓発し、県内の実習受け入れ施設、養成校、行政で構成する社会福祉士実習推進委員会において実習推進や指導者養成に関する課題の検討を行い、連携しながら進めていきます。

- (1) 実習指導者講習会を年1回、2日間実施する。
- (2) 講習会修了者向けフォローアップ研修を年1回開催する。
- (3) 社会福祉士実習推進委員会を年2回開催する。

7. 神奈川県地域生活定着支援センター事業部

方針：刑務所や少年院など矯正施設には福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者も入所しています。矯正施設から退所したのち、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、地域の中で自立した日常生活、社会生活を営めるようにすることを目的として、業務を行います。

- (1) コーディネート業務：保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所予定者が必要とする福祉サービスの内容の確認を行い、受入れ先施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援を行う。
- (2) フォローアップ業務：コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所したのち、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。
- (3) 相談支援業務：矯正施設から退所した人及び、その他センターが福祉的な支援を必要とする認められる人の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。
- (4) その他の業務：センターの業務を円滑かつ効果的に実施するため、センターの運営及び個々の利用

者の事例に対応して関係機関等からなる会議の開催や保護観察所又は県が主催する会議へ参加をする。

- (5)啓発活動：支援に関わる関係者を対象とする研修の開催、保護司、民生委員・児童委員等との連携活動、地域住民への啓発活動、情報発信など対象者が地域に定着する支援業務を行う。

8. 定着支援センターネットワーク委員会

方針：県内の様々な事業に関わる相談事業担当者のネットワークを構築し横浜弁護士会との協働で裁判等における司法手続き上支援を必要とする人たちへ関わり権利擁護を主眼とする活動を行うと共に専門職としてのスキルを向上図っていきます。

神奈川県よりの委託事業である神奈川県地域生活定着支援センターの事業を円滑に推進することを目的に、以下の活動を行います。

- (1) 関係機関とのネットワークづくり及び関係作りのための研修会
- (2) 横浜弁護士会との事例検討会等
- (3) 司法福祉に関するセミナー・研修
- (4) 矯正施設を退所する対象者が、地域において安定した生活環境を得られるよう法律、精神保健、就労、生活援護等の観点から助言を行う。
- (5) 矯正施設を退所する対象者が、地域において安定した生活環境を得られるようセンターと協力し、社会資源について助言を行う。
- (6) 研修小委員会をおき、矯正施設を退所する対象者の地域生活定着の促進、また支援に関わる者のスキルの向上等に寄与する研修を主催する。

9. ホームレス（生活困窮者）自立支援推進等相談事業部

方針：さまざまな事由によって居場所を喪失したり生活に困窮している県民を対象として、初期段階（アウトリーチも含む）からのアセスメントによる総合相談を行う事で、必要な福祉サービス利用のための相談などを行い、手続き及び一時保護など、系統的に一連の援助を実施できるよう、県民の権利擁護に努めます。

生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却するために、地域の中で生活課題を抱える者を早期に発見し、社会福祉士のネットワークを生かして必要な支援につなげ、再び生活困窮に陥らないように支援をするともに生活困窮者及び生活保護受給者の生活実態を知ると共に、生活の質を向上させる為の環境や社会資源を整備しながら、より良い総合相談支援を行う為に必要な支援者の育成をおこなっていきます。

- (1) 神奈川県より委託の「ホームレス等及び生活困窮者支援事業@HOUSE やどりぎ」及び相模原市より委託の「ホームレス等一時生活支援事業@HOUSE はばたき」の運営を市町村との連携により実施し、対象者の主体性と多様性を重視した総合相談支援を図る。
- (2) ホームレスや生活困窮者に対して、更なる生活困窮に陥らないように、健康面や就労等のアドバイスも行いながら、必要なサービスにつなげていく。
- (3) 生活困窮状態から脱却できた者が、再びの生活困窮状態を繰り返さないように、アウトリーチを行いながらフォローアップ支援を行う。
- (4) 経済的困窮、精神的面、家庭や健康問題などの複合的な課題を抱えて社会的に孤立した生活困窮者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護しあらゆる権利侵害の発生を防止するために必要な支援をおこなっていきます。

- ① 年末年始など、ホームレス等生活困窮者に向けての相談会を開催

- ② ホームレスの実態に関する全国調査などに協力支援
- ③ 地域の実情に応じて効果的・効率的なサービスが展開及びサービス基盤・人材等の整備
- ④ 各機関と協力・連携及び地域資源の活用と開発のため必要なネットワークの構築

10. 県内避難者支援事業部

方針：大震災からの避難が長期化していく中で、より専門的な関わりが必要な世帯への支援を「専門サポートチーム」が中心となり、取り組みを進めていきます。また、県士会としての各地域での支援を具体化していきます。

- (1) 神奈川県からの委託事業でもあり、県や関係自治体・関係機関との連携を中心に、地域でのサポートネットワーク作りを行う。
- (2) 個別の専門的な支援の中で、抱えている課題の解決や、今後の生活についての相談など行う。
- (3) 県内各地での交流会を開催し、避難者同士の交流や様々な支援機関の持ち味を生かした企画を立てる。
- (4) 県士会として、各支部から災害担当者を選出し、避難者支援を中心に交流会の企画や避難者同士の集まりなどをサポートしていく。

11. 成年後見・権利擁護事業部

成年後見人としての為の活動を強化し推進します。特に、福祉的視点による権利擁護が必要な県民のニーズに対応できるよう、成年後見に関する相談から、法人後見が望まれる事案への質の担保を目的に2015年度開始の「部員登録の更新制・研修の義務化」に向けた準備期間とし、各部門で取り組むと共にワーキンググループで具体的検討を行います。

(1) 相談及び法人後見

方針：公益社団法人として、県民の利益対応できるよう、整備を図ります。

① 重点事項

- ア 県民の成年後見ニーズへの一貫した対応
- イ 県民、現場従事者、親族後見人等への啓発・支援
- ウ 法人後見の適切な運営（組織再編等を含む）

② 実施事項

- ア 成年後見に関する相談の実施（電話、面接、出張）
- イ 法人後見の整備と推進（法人後見のメリットを活かした権利擁護活動）
- ウ 成年後見に関する一般向け講座・研修の開催（活用講座、啓発講座、親族後見人等対象研修）

(2) 成年後見人（ばあとなあ） 現任研修

方針：後見人等候補者推薦、親族も含む後見人等のフォローアップなど、一貫した支援と活動を実施します。さらに、第三者後見人としての役割遂行の為、ばあとなあ部員の量と質の確保に向け、養成研修実施・地区ばあとなあ活動支援・研修の体系化とともに、更新制の可能性について検討します。これらのばあとなあ神奈川の目指す方向性と解決すべき課題を、部員全体で共有し取り組みます。

① 重点事項

- ア ばあとなあ部員の量と質の確保
- イ 研修義務化に向けての準備
- ウ 社会福祉士としての倫理及び行動規範周知

② 実施事項

- ア 成年後見に関する一般向け講座・研修の開催（活用講座、啓発講座、親族後見人等対象研修）

イ 成年後見に関する推薦依頼への対応（後見人等候補者推薦、委員及び講師の派遣）

ウ ぱあとなあ部員対象の現任研修の体系的実施及び研修の再構築

エ ぱあとなあ地区活動の活性化のための支援

1 2. 支部活動支援事業

より県民に近い地域で行うことが望ましい公益事業等を行うために支部の設置並びに運営に関して必要な事項について定めることを目的とする。

2 本会は、会員が、情報交換、県民のニーズの把握及び共有、支援に必要な専門知識及び技術の向上のために必要な事項について定めることを目的とする

(1) 川崎支部

- ①法改正等、福祉の動向について理解を深める
- ②市内施設等の社会資源の把握に努める
- ③会員の職域や業務を通じて相互に学びあう
- ④会員間の交流を深めながら問題意識を高める
- ⑤未加入者の加入促進に努める
- ⑥一般市民に対して、啓発活動、相談支援活動、研修の提供を行う

(2) 横浜支部

- ①研修、地域連絡会等の会員活動を通じて、有機的な組織をつくる
- ②支部活動を見えやすくする
- ③社会福祉士が社会福祉士を支え、育つ仕組みをつくる

(3) 相模原支部

- ①支部会員の交流や横との繋がりを深めつつ、市民に対する福祉の啓発や支援活動を行い、支部活動の活性化を図る。

(4) 県央支部

- ①会員相互のネットワーク作りを行っていく。そのために、定例会、交流会、市町村ネットワーク事業を実施する。
- ②会員の資質の向上を図りたい。そのために、定例会時に情報交換会と研修を実施し、会員向けの研修会を実施する。
- ①利擁護事業として、ぱあとなあ県央との協力の下、座間市と海老名市で成年後見相談会を実施する。
- ②地域福祉の向上として、地域の福祉まつりへの参加、福祉施設の見学会、市民も対象とした研修会を実施し、見守り隊の支援活動を行っていく。

(5) 横須賀・三浦支部

「社会福祉実践を通して専門性を高めよう」を目標にし、「生活困窮」・「司法福祉」をテーマに活動を行っていく。

- ①ソーシャルワーク専門職の技術の向上を目指す。
- ②ソーシャルワークの専門職として積極的に地域に貢献する。
- ③保健・医療・福祉の専門職との連携、協働を推進していく。
- ④会員間の交流を深め、組織の充実を図る。

(6) 湘南東

- ①会員の相互交流と地域におけるネットワークづくり、援助技術の研鑽のために、定期的な研修・交流会を行う。
- ②地域での一般市民向け啓発活動として講演会などの企画を行う

- ③ばあとなあ地区ブロックの運営体制の確立、隔月の連絡会を実施し、部員間の情報交換等を行い、連携を図る
- ④地域福祉分野及び災害支援対策等、関係機関との連携により地域支援対策を検討する
- ⑤機関紙「湘南い〜すと通信」を支部活動報告、会員の意見表明の場とし、支部内外に情報発信を行う
- ⑥支部会員の積極的参加をよびかけ組織向上に努め、支部活動の拡大、活発化をはかる。
- ⑦地域の関係団体関係機関、及び神奈川県社会福祉士会支部間の交流、連携をはかる
- ⑧六士業会をはじめとする隣接領域の専門職との交流、協力を深め、社会福祉士の活動の顕在化をはかる

(7) 湘南西

- ①会員の資質向上を図っていく。

原則として、毎月第2土曜日に定例会を開催する。あわせて、年2回の社会福祉施設等見学会を行う。
また全体会時に公開講座を企画する

- ②市民向けの講座を開催する

第8回のなるほど講座を行う。一般市民の皆さんが暮らしや福祉に関心を持っていただくよう関連テーマで講演会を計画する。

- ③組織基盤を強化し、会員拡大に取り組む。

全体会時に全支部会員に案内を通知する。新規会員への勧誘、また地元市町との連携をとり、支部活動及び社会福祉士会のPRに努める。

(8) 西湘

『西湘地域全体のつながりを深める』をコンセプトにしフェイスブックの活用、社会福祉士同士のサロン「ゆる☆つな」など会員相互のつながりを深めながら、西湘地域全体に向けて「障がい者への支援～社会資源の創造～」をテーマにし、講演会を催すなど公益的な活動を行っていく。

Ⅲ 生涯研修センター

方針：体系的な研修が行えるように、新生涯研修制度に沿った体制を整備します。あらゆる分野で活動する社会福祉士が共通に必要な力量を身につけるための研修を企画します。

- (1) 日本社会福祉士会生涯研修制度に基づき、基礎研修Ⅰ・Ⅱを継続開催し、新たに基礎研修Ⅲを新規事業として開講する。
- (2) 神奈川県社会福祉士生涯研修センターにおいて、県士会における研修全般の調整や、研修履歴の管理システムの検討などを継続して行う。
- (3) あらゆる分野に所属する社会福祉士が専門職として身につけるべき力量を担保できるよう、社会福祉士共通基盤研修や実践発表大会等を企画し、開催する。
- (4) 認定社会福祉士制度や生涯研修制度の周知・啓発に努める。
- (5) 研修委員会（年5回）、生涯研修スタッフ会議（年3回）、共通基盤研修実行委員会（年2回）、実践発表大会実行委員会（年2回）、研修企画調整等会議（年1回）を開催する。